

令和5年第3回大衡村議会臨時会会議録 第1号

令和5年5月9日（火曜日） 午前10時開会

出席議員（12名）

1番 山本 信悟	2番 早坂 美華	3番 鈴木 和信
4番 小川 克也	5番 佐野 英俊	6番 赤間 しづ江
7番 文屋 裕男	8番 細川 運一	9番 遠藤 昌一
10番 佐々木金彌	11番 石川 敏	12番 高橋 浩之

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

村 長	小川ひろみ	副 村 長	早坂 勝伸
教 育 長	齋藤 浩	代 表 監 査 委 員	和泉 文雄
総 務 課 長	佐野 克彦	企 画 財 政 課 長	残間 文広
住 民 生 活 課 長	早坂紀美江	税 務 課 長	堀籠 淳
健 康 福 祉 課 長	金刺 隆司	産 業 振 興 課 長	渡邊 愛
都 市 建 設 課 長	後藤 広之	学 校 教 育 課 長	森田祐美子
社 会 教 育 課 長	大沼 善昭	参 事 兼 指 導 主 事	福田 美穂
会 計 管 理 者	亀谷 明美	子 育 て 支 援 室 長	小川 純子

事務局出席職員氏名

事務局長 堀籠緋沙子 次長 小原 昭子 書記 残間 頼

議事日程（第1号）

令和5年5月9日（火曜日）午前10時開会

第 1 仮議席の指定

第 2 議長の選挙

追加議事日程（第1号の追加1）

- 第 1 副議長の選挙
- 第 2 議席の指定
- 第 3 会議録署名議員の指名
- 第 4 会期の決定
- 第 5 常任委員の選任
- 第 6 議長の常任委員の辞任
- 第 7 議会運営委員の選任
- 第 8 黒川地域行政事務組合議会議員の選挙
- 第 9 大衡村外 1 町牛野ダム管理組合議会議員の選挙
- 第 10 吉田川流域溜池大和町外 3 市 3 ケ町村組合議会議員の選挙
- 第 11 宮城県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙
- 第 12 同意第 1 号 監査委員の選任について
- 第 13 議案第 35 号 令和 5 年度大衡村一般会計予算の補正について
- 第 14 承認第 2 号 専決処分の承認を求めることについて
- 第 15 報告第 1 号 専決処分の報告について
- 第 16 報告第 2 号 専決処分の報告について
- 第 17 報告第 3 号 専決処分の報告について
- 第 18 報告第 4 号 専決処分の報告について
- 第 19 報告第 5 号 専決処分の報告について
- 第 20 報告第 6 号 令和 4 年度大衡村一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 第 21 委員会の閉会中の継続調査
- 第 22 議員派遣の件

本日の会議に付した事件

議事日程（第 1 号）に同じ

午前 10 時 00 分 開 会

議会事務局長（堀籠緋沙子君） おはようございます。議会事務局長の堀籠と申します。どうぞよろしくお願いたします。

本臨時会は一般選挙後初めての議会であります。議長が選挙されるまでの間、地方自

治法第107条の規定によって、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。年長の文屋裕男議員をご紹介します。文屋議員、議長席にお着き願います。

臨時議長（文屋裕男君） ただいま紹介されました文屋裕男です。地方自治法第107条の規定によりまして臨時に議長の職務を行います。どうぞよろしくお願いいいたします。座らせていただきます。初めに議会先例集第13条の規定に基づき議員の自己紹介を行います。

1番議席に着席している山本信悟議員から順にお願いいたします。

1番（山本信悟君） 蕨崎出身の山本でございます。山羊座のAB型、よろしくお願いたします。

臨時議長（文屋裕男君） 次に、2番議員。

2番（早坂美華君） 駒場地区早坂美華です。右も左も分からない新人ではございますが勉強し、しっかり頑張ってまいりますのでよろしくお願いいいたします。

臨時議長（文屋裕男君） 次に、3番議員。

3番（鈴木和信君） 新人議員の鈴木和信と申します。出身は蕨崎地区でございます。体はちょっと痩せておりますが、血液型はO型でございます。ひとつよろしくお願いたします。

臨時議長（文屋裕男君） 次に、4番議員。

4番（小川克也君） 小川克也でございます。皆様方と共に大衡村の発展のため、様々な村の課題解決に向けて、私今回選挙で使いましたキャッチフレーズ、やる気、元気、根気よく全力で取り組んでまいります、よろしくお願いいいたします。

臨時議長（文屋裕男君） 次に、5番議員。

5番（佐野英俊君） 行政区は衡下地区です。佐野英俊と申します。ひとつよろしくどうぞお願いいいたします。

臨時議長（文屋裕男君） 次に、6番議員。

6番（石川敏君） 石川敏であります。どうぞよろしくお願いいいたします。

臨時議長（文屋裕男君） 次に、7番議員。

7番（赤間しづ江君） 赤間しづ江でございます。行政区は衡中北です。よろしくお願いいいたします。

臨時議長（文屋裕男君） 次に、9番議員。

9番（細川運一君） 細川運一です。どうぞよろしくお願いい申し上げます。

臨時議長（文屋裕男君） 次に、10番議員。

10番（高橋浩之君） 高橋浩之と申します。衡下地区出身でございます。今も衡下に住んで

大衡村のために頑張っていきたいと思います。よろしくお願ひ申し上げます。

臨時議長（文屋裕男君） 次に、11番議員。

11番（遠藤昌一君） 大衡村出身の遠藤昌一です。お世話になります。

臨時議長（文屋裕男君） 次に、12番議員。

12番（佐々木金彌君） 佐々木金彌です。新しい気持ちで頑張りますのでよろしくお願ひします。

臨時議長（文屋裕男君） 最後に私、文屋裕男でございます。大森出身で、今でも大森にいますのでよろしくお願ひいたします。

次に総務課長から執行部の紹介をお願いします。

総務課長（佐野克彦君） それでは私の方から執行部並びに代表監査委員の紹介をさせていただきます。はじめに大衡村長、小川ひろみでございます。（「どうぞよろしくお願ひいたします」の声あり）

続きまして副村長、早坂勝伸です。（「よろしくお願ひいたします」の声あり）

代表監査員和泉文雄です。（「監査委員の和泉です。よろしくお願ひします。」の声あり）

教育長、齋藤浩です。（「どうぞよろしくお願ひいたします」の声あり）

学校教育課長兼学校給食センター所長、森田祐美子です。（「どうぞよろしくお願ひいたします。」の声あり）

学校教育課参事兼指導主事、福田美穂です。（「よろしくお願ひいたします。」の声あり）

社会教育課長、大沼善昭です。（「大沼です。よろしくお願ひいたします。」の声あり）税務課長、堀籠淳です。（「よろしくお願ひいたします」の声あり）

健康福祉課長、金刺隆司でございます。（「どうぞよろしくお願ひいたします。」の声あり）

参事兼子育て支援室長、小川純子です。（「どうぞよろしくお願ひいたします。」の声あり）

企画財政課長、残間文広です（「残間でございます。よろしくお願ひいたします。」の声あり）

住民生活課長、早坂紀美江です。（「早坂でございます。よろしくお願ひいたします。」の声あり）

産業振興課長、渡邊愛でございます。（「渡邊です。よろしくお願いいたします。」の声あり）

都市建設課長、後藤広之です。（「後藤でございます。よろしくお願いいたします。」の声あり）

参事兼会計管理者、亀谷明美です。（「亀谷です。よろしくお願いいたします。」の声あり）

私、総務課長、佐野克彦でございます。どうぞよろしくお願いいたします。以上で執行部並びに代表監査委員の紹介を終わらせていただきます。

臨時議長（文屋裕男君） 以上で紹介を終わります。ただいまから令和5年第3回大衡村議会臨時会を開会いたします。これより本日の会議を開きます。ここで村長に招集の挨拶を求めます村長登壇願います。

〔村長 小川ひろみ君 登壇〕

村長（小川ひろみ君） 本日ここに令和5年第3回大衡村議会臨時会を招集いたしましたところ、議員皆様におかれましては、公私とも、ご多用にもかかわらず、ご出席をいただき誠にありがとうございます。また、本日傍聴にたくさんの方々がお越しいただいたことに心から感謝を申し上げます。本当にありがとうございます。ここに招集の挨拶並びに提案理由の説明をさせていただきます。まずもって今回の議会議員一般選挙におきまして、議員となられた皆様方に心からお慶びを申し上げます。議会と執行部は両輪のごとくと言われている通り、お互いがしっかりかみ合って初めて自治体の振興発展が遂げられるものと考えておりますので、今後とも議員の皆様のご指導ご協力をよろしくお願いいたします。また、過般の村長選挙におきまして不肖、私が当選し、今後大衡村政の執行にあたることになりましたが、その任にあたりますことに、日を重ねるごとに改めて責任の重大さを痛感しているところであります。萩原村政を踏襲しさらに、女性としての視点を加えながら、本村の発展と住民福祉の向上、そして教育の充実に向け邁進してまいり所存でありますので、議員皆様におかれましても、今後の村政運営に絶大なるご支持とご鞭撻を賜りますよう、心からお願いを申し上げます。なお、本日は私にとりまして、初議会となりますので村政の運営につきまして政策の一端を申し上げさせていただきます。1点目といたしまして、子育て教育の推進であります。子供たちは地域の宝であり、これまでの事業をより発展させ着実に前進させたいと考えております。2点目といたしましては、村民の力を最大限に活用することであり、村の未

来は、村民が作ることを基本とし、地域おこし協力隊の活用や企業創業支援を充実させていきたいと考えております。3点目といたしましては、産業振興であります。豊かな地域を目指して未来に向けた農業改革や企業誘致と官民連携を図りたいと考えております。4点目といたしましては住みたくなる村とするため、高齢者、障害者の支援など健康福祉、安全な地域社会の充実を図りたいと考えております。5点目といたしましては村民の声をまちづくりに活かすための施策の充実を図りたいと考えております。以上、5点ほど申し上げさせていただきましたが、これらを実現させるため、施策を今後考えてまいりますので、その節には議員の皆様のご理解を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。次に王城寺原演習場への米軍実弾射撃訓練の関係につきまして、今月中旬から来月にかけて実施されることが決定されております。本臨時会終了後、議会全員協議会において、訓練の概要等を説明させていただきますが、訓練期間中は治安維持並びに安全対策に心がけ、万全を期すよう関係機関へ要望しており、村といたしましても消防団と関係団体と連携を図りながら、訓練期間中の体制整備に努めるところであります。さて、本臨時会へ提案いたしました案件は9件であります。同意1号は今般の議会議員の選挙に伴い地方自治法第196条第1項の規定に基づき、議員から選出となります。監査員の選任について、ご同意をお願いするものであります。議案第35号は令和5年度一般会計予算に1,782万6,000円を追加するもので、歳入は国庫支出金を増額。歳出は民生費を増額並びに予備費を減額するものであります。承認第2号は専決処分の承認を求めるもので、令和4年度水道事業会計予算の資本的支出に建設改良費として398万8,000円を追加するものであります。報告1号から第6号までは、専決処分の報告を行うものであります。報告第1号は、地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、大衡村税条例の一部を改正するものであります。報告第2号は、地方税法施行例等の一部を改正する政令の施行に伴い、大衡村国民健康保険税条例の一部を改正するものであります。報告第3号は令和4年度一般会計予算から1,676万1,000円を減額するもので、歳入の主なもの、地方消費税交付金、地方交付税並びに法人事業税等の増額並びに繰入金及び諸収入の減額など、歳出は総務費及び予備費の増額並びに民生費、衛生費、教育費及び災害復旧費の減額であります。報告第4号は令和4年度国民健康保険事業勘定特別会計予算に819万1,000円を追加するもので、歳入は県支出金の増額、繰入金の減額、歳出は諸支出金および予備費の増額であります。報告第5号は令和4年度介護保険事業勘定特別会計予算に2,336万8,000円を追加するもので、歳入は国庫支出金並びに 県支

出金の増額、繰入金、諸収入の減額。歳出は財源入れ替えであります。報告第6号は一般会計の繰越明許費繰越計算書で8事業を繰り越すものであります。以上、同意1件、議案1件、承認1件、報告6件、計9件を提案いたしますので原案通りご可決を賜りますようお願い申し上げます。招集の挨拶並びに提案理由の説明とさせていただきます。

日程第1 仮議席の指定

臨時議長（文屋裕男君） 日程第1、仮議席の指定を行います。

仮議席はただいま着席の議席を指定いたします。

日程第2 議長の選挙

臨時議長（文屋裕男君） 日程第2、議長の選挙を行います。

選挙は先例に基づき、投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

臨時議長（文屋裕男君） ただいまの出席議員数は12名であります。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に4番小川克也君、5番佐野英俊君を指名します。

投票用紙を配ります。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。

〔書記 投票用紙配付〕

臨時議長（文屋裕男君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔配付漏れなし〕

臨時議長（文屋裕男君） 配付漏れはなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔書記 投票箱点検〕

臨時議長（文屋裕男君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長から議席番号と氏名を読み上げますので、順次投票をお願いします。

〔事務局長 氏名点呼 投票〕

臨時議長（文屋裕男君） 投票漏れはありますか。

〔投票漏れなし〕

臨時議長（文屋裕男君） 投票漏れなしと認めます。

これで投票を終わります。

臨時議長（文屋裕男君） 開票を行います。

4番、小川克也君、5番、佐野英俊君、開票の立会いをお願いします。

〔開 票〕

臨時議長（文屋裕男君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数 12票

うち有効投票 12票

無効投票 0票です。

有効投票のうち

高橋 浩之君 11票

石川 敏 君 1票

この選挙の法定得票数は3票であります。

したがって、高橋浩之君が議長に当選されました。

議場の出入り口を開きます。

〔議場開鎖〕

臨時議長（文屋裕男君） ただいま議長に当選されました高橋浩之君が議場におられますので、
会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

ここで議長に当選されました高橋浩之君をご紹介します。高橋浩之君、登壇し挨拶をお願いします。

〔議長 高橋浩之君 登壇〕

議長（高橋浩之君） 本日この大衡村議会の皆さんの選挙によりまして、議長に当選させていただきました。高橋浩之と申します。前議長の細川議長のような格式のある、そして議会の運営に大変お詳しいような方の後を受け、大変力不足かとは存じますがけれども 皆様の議会の総意をもって大衡村がますます発展して、執行部と議会が車の両輪のごとく機能していくことを、議長とさせていただいた以上、皆さんの信頼に答えられるように頑

張って精進してまいりますので傍聴の皆様におかれましても、よろしくお願い申し上げます。

臨時議長（文屋裕男君） これで臨時議長の職務が終わりました。

ご協力ありがとうございました。

高橋浩之議長、議長席にお着き願います。

〔高橋議長 着席〕

議長（高橋浩之君） 引き続き議事を進行いたします。これからの議事につきましては、配付しております議事日程第1号の追加1に従って進めます。

追加日程第1 副議長の選挙

議長（高橋浩之君） 追加日程第1、副議長の選挙を行います。

選挙は先例に基づき投票で行います。議場の出入り口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

議長（高橋浩之君） ただいまの出席議員は12名であります。

次に、立会人を指名いたします。会議規則第32条第2項の規定により、立会人に6番石川敏君、7番赤間しづ江さんを指名します。

投票用紙を配ります。

投票は単記無記名で行います。

〔書記 投票用紙配付〕

議長（高橋浩之君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔配付漏れなし〕

議長（高橋浩之君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔書記 投票箱点検〕

議長（高橋浩之君） 異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票願います。

〔事務局長 氏名点呼 投票〕

議長（高橋浩之君） 投票漏れはありませんか。

〔投票漏れなし〕

議長（高橋浩之君） 投票漏れなしと認めます。

これで投票を終わります。

議長（高橋浩之君） 開票を行います。

6番石川敏君、7番赤間しづ江さん、開票の立会いをお願いいたします。

〔開 票〕

議長（高橋浩之君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数 12票

うち有効投票 12票

無効投票 0票です。

有効投票のうち

石川 敏君 11票

赤間しづ江君 1票 以上のおりであります。

この選挙の法定得票数は3票です。

よって、石川 敏君が副議長に当選されました。

議場の出入り口を開きます。

〔議場開鎖〕

議長（高橋浩之君） ただいま副議長に当選されました石川敏君が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をします。

石川敏君、登壇し挨拶を願います。

〔副議長 石川敏君 登壇〕

副議長（石川敏君） ただいま副議長に選任されました石川敏でございます。議長を補佐しながら議会議員全体のまとめ役といたしまして村執行部と議会との関係をより良い間柄に持っていきたいと考えております。どうか各議員の皆さん方のご協力をお願いいたしまして挨拶といたします。よろしくお願いいたします。

追加日程第2 議席の指定

議長（高橋浩之君） 追加日程第2、議席の指定を行います。

議席は会議規則第4条第1項の規定により、議長において指定をいたします。議席番

号と氏名を事務局長に朗読させます。

〔事務局長 朗読〕

議長（高橋浩之君） ただいま事務局長朗読したとおり議席を指定いたします。

ここで暫時休憩をいたします。議席の移動をお願いします。

午前10時43分 休憩

午前10時45分 再開

議長（高橋浩之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

追加日程第3 会議録署名議員の指名

議長（高橋浩之君） 追加日程第3、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、1番、山本信悟君、2番、早坂美華さんを指名いたします。

追加日程第4 会期の決定

議長（高橋浩之君） 追加日程第4、会期の決定を議題といたします。

お諮りをいたします。本臨時会の会期は本日1日限りとしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（高橋浩之君） 異議なしと認めます。

よって会期は本日1日限りと決定いたしました。

追加日程第5 常任委員の選任

議長（高橋浩之君） 追加日程第5、常任委員の選任を行います。

お諮りします。常任委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により選任することになってますが、常任委員について事前に希望をとっております。希望通りの常任委員の指名でございます。

それでは総務民生常任委員を指名いたします。早坂美華さん、小川克也君、石川敏君、赤間しづ江さん、細川運一君、遠藤昌一君。

次に、産業教育常任委員を指名いたします。山本信悟君、鈴木和信君、佐野英俊君、

文屋裕男君、高橋浩之、佐々木金彌君でございます。

次に、広報広聴常任委員を指名をいたします。広報広聴常任委員につきましては、議長を除く全議員を指名いたします。

以上各常任委員会の委員にそれぞれ指名をいたしました。

これにご異議ありませんか。

[異議なし多数]

議長（高橋浩之君） 異議なしと認めます。

よってただいま指名をいたしましたとおり、それぞれの常任委員に選任することに決定をいたしました。ここで休憩といたします。再開は午後1時といたします。休憩中に各常任委員会を開催し、委員長及び副委員長を互選し、結果を議長へ報告願います。

午前10時50分 休 憩

午後 1時00分 再 開

議長（高橋浩之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

各常任委員会の委員長及び副委員長が選任されましたので、その結果を報告をいたします。総務民生常任委員長に小川克也君、副委員長に早坂美華さん。産業教育常任委員長に文屋裕男君、副委員長に山本信悟君、広報広聴常任委員長に赤間しづ江君、副委員長に細川運一君。以上のおとりそれぞれ選任をされました。

追加日程第6 議長の常任委員の辞任

議長（高橋浩之君） 追加日程第6、議長の常任委員の辞任については一身上に関するものであり、除斥に該当するので副議長と交代をいたします。

[議長、副議長と交代]

副議長（石川 敏君） それでは議長に代わりまして、議事の進行を務めたいと思います。引き続き議事を進めます。

追加日程第6、議長の常任委員の辞任についてを議題といたします。議長から常任委員を辞任したいとの申し出があります。お諮りいたします。申し出のおとり委員会条例第8条第7項の規定により、議長の常任委員会の辞任を許可することにご異議ありませんか。

[異議なし多数]

副議長（石川 敏君） 異議なしと認めます。

よって議長の常任委員の辞任は許可することに決定いたしました。

それでは議長と交代いたします。

〔副議長、議長と交代〕

議長（高橋浩之君） 引き続き会議を続けます。

追加日程第7 議会運営委員の選任

議長（高橋浩之君） 追加日程第7、議会運営委員の選任を行います。

お諮りをいたします。議会運営委員の選任については、委員会条例第8条第2項の規定により、小川克也君、赤間しづ江さん、文屋裕男君、細川運一君、佐々木金彌君、石川 敏君、以上の6名を議会運営委員に指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（高橋浩之君） 異議なしと認めます。

よって議会運営委員はただいま指名をいたしましたとおり選任することに決定をいたしました。ここで暫時休憩をいたします。休憩中に議会運営委員会を開催し、委員長及び副委員長を互選願います。

午後 1時05分 休憩

午後 1時10分 再開

議長（高橋浩之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議会運営委員会の委員長及び副委員長が選任されましたので、その結果を報告いたします。議会運営委員長に細川運一君、副委員長に佐々木金彌君。以上のとおり選任されました。

追加日程第8 黒川地域行政事務組合議会議員の選挙

追加日程第9 大衡村外1町牛野ダム管理組合議会議員の選挙

追加日程第10 吉田川流域溜池大和町外3市3ヶ町村組合議会議員の選挙

追加日程第11 宮城県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

議長（高橋浩之君） ここでお諮りをいたします。追加日程第8、黒川地域行政事務組合議会

議員の選挙、追加日程第9、大衡村外1町牛野ダム管理組合議会議員の選挙、追加日程第10、吉田川流域溜池大和町外3市3ヶ町村組合議会議員の選挙、追加日程第11、宮城県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙については、関連がありますので一括議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（高橋浩之君） 異議なしと認めます。

よって追加日程第8から追加日程第11は一括議題といたします。お諮りします。選挙の方法については地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（高橋浩之君） 異議なしと認めます。よって選挙の方法は指名推選によることに決定をいたしました。お諮りをいたします。指名の方法については先例に基づき議長において指名することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（高橋浩之君） 異議なしと認めます。

よって指名の方法は議長において指名することに決定をいたしました。

黒川地域行政事務組合議会議員に小川克也君、赤間しづ江さん、文屋裕男君を指名いたします。これにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（高橋浩之君） 異議なしと認めます。よって黒川地域行政事務組合議会議員には小川克也君、赤間しづ江さん、文屋裕男君を選任することに決定をいたしました。

次に、大衡村外1町牛野ダム管理組合議会議員に石川 敏君、佐々木金彌君を指名いたします。これにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（高橋浩之君） 異議なしと認めます。よって大衡村外1町牛野ダム管理組合議会議員に石川 敏君、佐々木金彌君を選任することに決定をいたしました。

次に、吉田川流域溜池大和町外3市3ヶ町村組合議会議員に佐野英俊君を指名いたします。これにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（高橋浩之君） 異議なしと認めます。よって吉田川流域溜池大和町外3市3ヶ町村組合

議会議員に佐野英俊君を選任することに決定をいたしました。

宮城県後期高齢者医療広域連合議会議員に佐野英俊君を指名いたします。これにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（高橋浩之君） 異議なしと認めます。よって宮城県後期高齢者医療広域連合議会議員に佐野英俊君を選任することに決定をいたしました。

追加日程第12 同意第1号 監査委員の選任について

議長（高橋浩之君） 追加日程第12、監査委員の選任についてを議題といたします。地方自治法第117条の規定により、佐野英俊君の退場を求めます。

〔5番 佐野英俊君 退席〕

議長（高橋浩之君） 朗読を省略して提出者の説明を求めます。村長登壇願います。

〔村長 小川ひろみ君 登壇〕

村長（小川ひろみ君） 同意第1号、監査委員の選任につきましてご説明を申し上げます。

今般の村議会議員の選挙に伴い、議会議員より選任する監査委員として佐野英俊議員を選任するものであります。佐野英俊議員は、昭和26年1月1日生まれの72歳であります。議会議員としての今回2期目となりますが、常に公正で公平な視点で行政全般に対する建設的な意見をいただくなど大変実績のある方であります。また、黒川地域行政事務組合に47年間奉職されており地方自治の振興に邁進されてきました。地域住民の信望も厚く温厚誠実で社会的経験も大変豊富な方であり、監査委員適任者として選任いたしたく存じますのでご同意を賜りますようお願い申し上げます。提案理由とさせていただきます。よろしくようお願い申し上げます。

議長（高橋浩之君） お諮りいたします。本案は人事案件でありますので、質疑討論を行わず、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（高橋浩之君） 異議なしと認めます。

これより同意第1号、監査委員の選任についてを採決いたします。

この採決は会議規則第82条の規定により、無記名投票により行います。

議場の出入り口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

議長（高橋浩之君） ただいま表決権を有する出席議員は10名であります。

次に、立会人を指名をいたします。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に7番文屋裕男君、8番細川一君を指名いたします。

投票用紙を配ります。

〔書記 投票用紙配布〕

議長（高橋浩之君） 投票用紙の配付漏れはありますか。

〔配付漏れなし〕

議長（高橋浩之君） 配付漏れなしと認めます。

念のため、申し上げます。

本案に賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載願います。

なお、賛否を表明しない投票、及び賛否が明らかでない投票は否とみなします。

議長（高橋浩之君） 投票箱を点検をいたします。

〔書記 投票箱 点検〕

議長（高橋浩之君） 異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票願います。

〔事務局長 点呼 投票〕

議長（高橋浩之君） 投票漏れありませんか。

〔投票漏れなし〕

議長（高橋浩之君） 投票漏れなしと認めます。これで投票を終わります。

開票を行います。

7番文屋裕男君、8番細川一君、開票の立ち合いをお願いいたします。

〔開 票〕

議長（高橋浩之君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数 10票

有効票 10票

無効票 0票です。

有効票のうち

賛成 9票

反対票 1 票

以上のとおり、賛成が多数です。

したがって、同意第 1 号、監査委員の選任について同意を求める件は、同意することに決定をいたしました。

議場の出入り口を開きます。

〔議場開鎖〕

〔8 番 佐野英俊君 着席〕

追加日程第 1 3 議案第 35 号 令和 5 年度大衡村一般会計予算の補正を求めることについて

議長（高橋浩之君） 追加日程第 13、議案第 35 号大衡村一般会計予算の補正についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

議長（高橋浩之君） 本案の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（残間 文広君） 議案第 35 号別紙でご説明申し上げますので、こちら 1 ページご覧いただきたいと思います。令和 5 年度大衡村一般会計補正予算第 1 号は次に定めるところによる。第 1 条は歳入歳出予算の補正にかかる規定で歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,782 万 6,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 48 億 5,782 万 6,000 円とするものでございます。内容につきましては事項別明細書でご説明申し上げますので、6 ページご覧いただきたいと思います。歳入です、16 款 2 項 1 目総務費国庫補助金 1,427 万 2,000 円の増です。こちらにつきましては、説明記載の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の価格高騰重点交付金分で 10 分の 10 でございまして、歳入の価格高騰重点交付金事業に充当するものです。2 目民生費国庫補助金 355 万 4,000 円の増。こちらにつきましても説明記載の通りで、子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費補助金と事務費補助金でそれぞれ 10 分の 10 でございまして、歳出の子育て世帯生活支援特別給付金に充当するものと、事務費につきましては、人件費等に充当するものでございます。続きまして次の 7 ページご覧いただきたいと思います。歳出です。3 款 1 項 1 目社会福祉総務費 1,829 万円の増。こちらにつきましては説明記載の 2 事業に充当するもので、健康福祉課所管分の価格高騰重点交付金事業と住民生活が所

管分の子育て世帯生活支援特別給付金事業です。主なものにつきましては、3節職員手当等の25万円につきましては。職員の時間外手当でございます。10節需要費につきましては消耗品費と印刷製本費は封筒の印刷製本、印刷代となっております。11節役務費につきましては発送郵便料となっております。12節委託料につきましては、システム改修費となっております。18節負担金補助及び交付金につきましては、説明記載の子育て世帯生活支援特別給付金1人当たり5万円の給付金となっております。価格高騰重点給付金事業につきましては1世帯当たり3万円の給付金となっております。13款1項1目予備費につきましては財源調整でございます。説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

議長（高橋浩之君） これより、本案の質疑を行います。質疑ございませんか。小川克也君。

4番（小川克也君） 価格高騰重点給付金と子育て世帯生活支援特別給付金について、これまで類似の事業たくさんありました。改めて2つの事業について伺いたいと思います。対象者そして申請方法等詳細伺います。

健康福祉課長（金刺隆司君） 価格高騰重点給付金事業、こちら当課担当でございまして、給付の対象者でございますが、令和5年度の住民税の非課税である世帯こちらが対象となるものでございます。給付額は非課税世帯1世帯につき3万円。申請の方法でございまして、令和5年度の住民税の課税非課税状況が確定するのが6月中旬頃になりますので、そちら確定してから対象者に対してこちらから確認書および申請書をお送りいたしまして、その内容を確認していただいたものを返送していただくようになります。その返送が届き次第、それぞれ1週間ごとに区切って処理して給付をするというような内容になります。

議長（高橋浩之君） 次に住民生活課長。

住民生活課長（早坂紀美江君） 子育て支援特別給付金につきましては、低所得の子育て世帯に対する給付金でございます。令和3年度からこの事業は実施されておまして、令和4年度にすでに支給をされている方につきましては、プッシュ型で令和5年度支給するものでございます。さらに令和5年度、令和5年1月1日以降に収入が急激に落ち込んだご家庭につきましても、住民税非課税相当の収入となった方に対しましての支給も行うものでございます。1人当たり5万円でございます。

議長（高橋浩之君） 小川克也君。

4 番（小川克也君） これまで様々な支援事業がありまして、住民は本当に色々あってありがたいことなんでありまして我が家が対象になるのかと疑問を持つ方、多々おるかと思えます。その辺の説明と今後の周知方法どのように行っていくのかその辺もお伺いしたいと思えます。

議長（高橋浩之君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（金刺隆司君） 先ほど申し上げましたように、住民税が確定しましたら非課税世帯というものが確定なるので、その方には個別に通知をするようになります。あとまあこういった事業をですね、まあ去年も同じような事業をやってますけれども、チラシになるか広報紙になるか、ちょっとあの対象者の限定されますので、そこら辺の周知の方はちょっと考えていきたいと思えます。あとは申請期限がどうしてもございますので、そちらの方は近づいてきた頃に申請者に対しては再度ご通知申し上げるような方向性で考えております

議長（高橋浩之君） 住民生活課長。

住民生活課長（早坂紀美江君） 子育て支援特別給付金につきましては既に令和3年度から実施されておりますので、令和4年度支給された方につきましては、実際に支給されてる方に対しまして通知を差し上げ、家計急変となった世帯につきましては、広報紙等でお知らせをしてございます。

議長（高橋浩之君） 小川克也君。

4 番（小川克也君） 対象者は可能な限り早めに支給していただきたいとも思うところでありまして、国でも速やかに可能な限り早めにですね、支給するという方を方針でも示しております。ぜひ確定次第ですね、早急に支給していただきたいなと思えます。

また最後に、子育て支援ということで関連ではありますが、国では異次元の少子化対策として今後経済的な支援の強化を集中的に行っていくということでもあります。本村でも昨年度出生数 27 名であります。その辺も国の動向を見極めて、見ていくのもまあそれは必要かと思えますが、村独自で子育て支援、その辺も考えていく必要もあるかと思えます、午前中の村長の挨拶でも子育て支援強化していきたいという挨拶もありました。その辺まだ検討中であるとは思いますが、わかる範囲でお聞きしたいと思えます。

議長（高橋浩之君） 住民生活課長。

住民生活課長（早坂紀美江君） 現段階では、住民生活課所管分といたしましては、まず児童手当の支給に関することだと思われまして、まだ国の方からは正式な通知等は来て

おりません。従いまして国の動向を見極めながら村としての対応というのを今後検討させていただきたいというふうに思っております。

議長（高橋浩之君） 村長。

村長（小川ひろみ君） お答えしたいと思います。私も村長になりまして今日で2週間過ぎました。20日までにならないというところであります。村長の公約でも子育て支援の充実を掲げさせていただきました。そして国の方でも、やはり子育て支援この少子化について、異次元の子育て対策をしていくという岸田総理の国のいろいろな、今確定していない部分がたくさん多々あります。その動向も見極めながら、また私もですねこれからまた色々な公約をもとにですね、子育て支援の充実そしてこの大衡村だからこそできる支援のやり方をしてまいりたいと思っております。

議長（高橋浩之君） 次に佐野英俊君。

5番（佐野英俊君） 小川議員の質問に関連して1点だけ確認いたします。あの大変結構な国の政策を受けての今回の補正、選挙時期やらもあったゆえに年度初めの追加補正になったわけですが、1点だけ確認したいのは国の動きとしてこれらの国庫支出金補助金の内示時期はいつ頃だったのか、それだけ質問いたします。

議長（高橋浩之君） 健康福祉課長。まずは指名させていただきましたので。

健康福祉課長（金刺隆司君） 当課の価格高騰の給付金事業、こちらの方はあのコロナウイルス感染症対策の地方創生臨時交付金こちらの方を、別枠でその国の方で予算を取っている状態でございます、基本的なものはその非課税世帯に対して3万円ずつ給付するという事業でございます。こちらの方内容等は市町村に委ねられてる状況でございます、交付決定っていうのは企画財政の方でこちらの方の交付金の方管理しておりますのでよろしく願いいたします。

議長（高橋浩之君） 企画財政課長。

企画財政課長（残間文広君） 地方創生臨時交付金のうちご説明申し上げました通り今回のこの歳入で見えておりますのは重点配分交付金ということでございます。こちらの内示って言いますか、地方創生臨時交付金の通常分と国の政策によるこの重点配分金の枠の通知というものがですね、ちょっと日付定かではないですか4月上旬ぐらいにですね、通知が来ておりまして、それぞれ国の施策によってですねまあ早め実施するようにとこのようなことでございます。先ほど健康福祉課長が申し上げました通り、この価格高騰分の重点給付金事業につきましては、今年度の住民税の課税が確定した段階で支給事

務に入るといふことをごさいますので、あと子育て世帯の支援の給付金につきましては、早速5月中にといふような国の指示もごさいます、こちらの補助金の通知等につきましては、住民生活課の方にですな4月の下旬ぐらいに通知が来ておるといふことをごさいますのでよろしくお願ひいたします。

議長（高橋浩之君） 他に質疑ごさいませんか。質疑がないようです。これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決をいたします。

お諮りをいたします。本案を原案のとおり決することに異議ごさませんか。

〔異議なし多数〕

議長（高橋浩之君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

追加日程第14 承認第2号 専決処分の承認を求むることについて

議長（高橋浩之君） 追加日程第14、承認第2号専決処分の承認を求むることについてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

議長（高橋浩之君） 本案の説明を求めます。都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） それでは議案書14ページをお願ひいたします。承認第2号専決処分の承認を求むることについて、地方自治法第179条第1項の規定により、次の通り専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求むるものでごさいます。内容につきましては、承認第2号別紙でご説明を申し上げます。別紙の1ページをお願ひいたします。令和4年度大衡村水道事業会計補正予算（専決第1号）でごさいます。第1条は総則についてごさいます、令和4年度大衡村水道事業会計補正予算（専決第1号）は次に定めるところによる。第2条は資本的支出について定めたもので、予算第4条本文括弧書き中、過年度損益勘定留保資金3,784万2,000円を過年度損益勘定留保資金4,183万円に改め、資本的支出の予定額を次の通り補正したものでごさいます。第1款の資本的支出4,688万5,000円に398万8,000円を追加し、5,087万3,000円としたものでごさいます。なお専決日は令和5年3月30日でごさいます、内容につきまして予算説明書でご説明申し上げます、3ページをお願ひいたします。資本的支出の第1款1項2目排水設備拡張費398万8,000円の増でごさいます。こちらは工事請負費の増額でごさいます、令和4年度の工事請負費につきましては、戸口第2配水池の水位計更新工事及

び善川遊水地関連の持足線の排水管敷設工事、並びに国道4号上水道敷設工事にかかる工事となっておりますが、このうち3月末竣工の国道4号上水道敷設工事分につきまして、精算見込み額での工事請負費を3月定例会で補正予算を提案しご可決いただいておりますが、その後の工事費の精算と確認の結果、工事請負費に予算不足が確認され、これにかかる補正予算について時間的余裕がなかったことから専決処分をさせていただきます。説明は以上となります。よろしくお願いたします。

議長（高橋浩之君） これより本案の質疑を行います。質疑ありませんか。質疑がないようです。これで質疑を終結、討論を省略し直ちに採決いたします。

お諮りします。本案を 原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（高橋浩之君） 異議なしと認めます。従って本案は原案の通り承認されました。

追加日程第15 報告第1号 専決処分の報告について

追加日程第16 報告第2号 専決処分の報告について

議長（高橋浩之君） 追加日程第15、報告第1号専決処分の報告について、追加日程第16、報告第2号専決処分の報告については、一括議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

議長（高橋浩之君） 本案の報告を求めます。税務課長。

税務課長（堀籠 淳君） それでは議案書16ページをお願いいたします。

報告第1号、専決処分の報告について。

次のページをお願いいたします。

専決処分書。大衡村税条例の一部を改正する条例について。地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、大衡村税条例の一部を改正する条例を別紙の通り地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したものです。専決処分日は令和5年3月31日です。今回の主な改正内容といたしましては、個人村民税関係では、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律、いわゆる森林環境税法により令和6年度、来年度からですね個人村民税と合わせて年額1,000円を賦課徴収する国税の森林環境税に関する所要の改正と、肉用牛の売却にかかる事業所得の免税に関する特例適用期限の延長です。軽自動車税関係ですが、環境負荷の低減に関する改正で環境性能割では非課税にかかる臨時的

軽減措置の期限が到来したことによる削除、種別割ではグリーン化特例の適用期間の延長などの改正となります。このほか法改正に伴う文言整理等含め総務省より示されました準則に沿って一部改正を行っております。内容につきましては新旧対照表でご説明申し上げますので、1ページからお願いいたします。第34条の9配当割額または株式等譲渡所得割額の控除の第2項につきましては、森林環境税の導入による改正で、同税にも対応できるよう文言の追加および整理をするものです。次のページをお願いいたします。第36条の3の2の個人の村民税にかかる給与所得者の扶養親族等申告書、第2項から次のページの第6項までは扶養親族等申告書の記載内容につきまして、法規定の新設に合わせて追加し記載の簡素化をするもののほか項ずれを反映するものです。第38条個人の村民税の徴収の方法等の第1項と第3号につきましては、こちらも森林環境税導入による改正で、同税を含む表現といたしまして、見出しに等を追加し個人村民税の均等割額と合わせて賦課徴収することについて追加するほか、文言の整理をするものです。第41条個人の村民税の納税通知書につきましては、こちらも森林環境税導入による改正で納税通知書に記載すべき納付額に森林環境税額を追加するほか文言の整理を行うものです。第44条給与所得にかかる個人の村民税の特別徴収の第1項から次のページの第2項、第3項、第5項と次の第6項につきましては、こちらも森林環境税導入による改正で、特別徴収で徴収する給与所得に係る所得割額と均等割額に森林環境税額を含む旨を規定するほか、文言を整理するものです。第46条給与所得にかかる特別徴収税額の納入の義務等につきましては、給与特別徴収にかかる地方税法施行規則様式のQRコード対応様式の新設に伴いまして、納付書新様式を追加するものです。第47条給与所得にかかる特別徴収税額の普通徴収税額への繰入の第1項と第2項につきましては、森林環境税法により地方税法規定が改正されましたので、文言の整理をするものです。第47条の2公的年金等にかかる個人の村民税の特別徴収の第1項と次の第2項は、第44条関係の給与所得と同様に年金特徴により徴収する公的年金と所得にかかる所得割額と均等割額に森林環境税額を含む旨を規定するほか、文言を整理するものです。第47条の6、年金所得にかかる特別徴収税額等の普通徴収税額への繰入の第1項と次のページの第2項につきましては、第47条の給与所得と同様の改正で文言の整理をするものです。第48条法人の村民税の申告納付の第1項次のページをお願いいたします。こちらはQRコード対応の地方税法施行規則の納付書様式の新設に伴いまして、当該新様式を追加するものです。第50条、法人の村民税に係る不足税額の納付の手続きの第1項と第2項につま

しては、こちらも第48条と同様に新納付書様式を追加するほか文言の整理するものです。次のページをお願いいたします。第82条種別割の税率の(1)の第1号エにつきましては軽自動車税種別割税率区分のミニカー区分から3輪の特定小型原動機付き自転車いわゆる電動キックボードですね、そちらを除外した結果同号アの原動機付き自転車一種と同じ区分にするものです。次のページをお願いします。第98条タバコ税の申告納付の手続きの第1項と第5項はこちらもQRコード対応の施行規則の納付書様式の新設に伴い新納付書様式を追加するものです。第101条タバコ税にかかる不足税額等の納付手続きの第1項につきましても第98条と同様に新様式を追加するものです。続きまして附則の改正になります。第8条肉用牛の売却による事業所得にかかる村民税の課税の特例の第1項は売却価格が100万円未満の肉用牛等にかかる事業所得について、免税となる課税の特例期限を令和9年度まで3ヶ年度延長するものです。次のページをお願いいたします。第10条の読み替え規定については、固定資産税にかかる地方税法附則第64条の先端設備等取得の際の特例措置を削除する法改正規定の施行に伴い条を削除するものです。第10条の2報告第15条第2項第1号等の条例で定める割合の、第3項から飛びまして17ページの第25項までと、第27項についてです。項ずれを反映するほか法附則の新設に合わせ、第27項を追加し大規模修繕工事等が行われたマンションに対する固定資産税額の減額措置として工事施工建物にかかる翌年度分の固定資産税額を1/3とするものです。第10条の3、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとするものがすべき申告の第12項から次のページの第14項までは前条の固定資産税額の減額措置の適用を受ける際の申告書の提出等について規定するほか、施行規則条項の追加、および項ずれによる改正です。第10条の4、平成28年熊本地震にかかる固定資産税の特例の適用を受けようとするものがすべき申告の第2項と第10条の5、平成30年7月豪雨にかかる固定資産の特例の適用を受けようとするものがすべき申告と第2項につきましては、それぞれの災害被害に伴う固定資産税の住宅用地の特例年度を令和5年度、6年度と2ヶ年度延長するものです。第10条の6、令和2年7月豪雨にかかる固定資産税の特例の適用を受けようとするものがすべき申告等、第1項から22ページの第4項までですが、当該災害被害に伴う固定資産税の住宅用地特例の申告内容等に関して追加いたしまして、適用年度令和5年、6年度とするものです。次のページをお願いいたします。第15条の2、軽自動車税の環境性能割の非課税の規定については、軽自動車の取得時に賦課徴収しております。軽自動車税環境性能割についてですが臨時的軽減措置により非課

税となっていた期限が到来したことにより削除し、次の第15条の2-2、軽自動車での環境性能割の賦課徴収の特例を第15条の2とし、第4項としまして、燃費、排ガス、データの不正行為を行ったものを納税義務者とみなし、納税不足税額を徴収する際に加算する割合を100分の10から100分の35に引き上げ、税制上からの再発防止策の強化を図るものです。次の第15条の6軽自動車税の環境性能割の税率の特例についてですが、臨時的軽減措置期限が到来したことにより第3項を削除するものです。次のページをお願いいたします。第16条、軽自動車での種別割の税率の特例、第1項から27ページの第4項までですが、環境性能の良い自動車の普及を後押しするグリーン化特例に関する規定ですが一部対象者を除きまして特例適用期限を適用対象車種区分ごとに延長するものです。他は改正による項ずれを反映するものです。第16条の2、軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例の第1項と次のページの第3項につきましては前条の改正に伴う規定の整備のほか環境性能割と同様に不正があった際に加算する割合を変更するものです。第17条の2、有料住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得にかかる村民税の課税の特例、第1項と第2項につきましては、特例適用年度を令和8年度まで3ヶ年度延長するものです。次のページをお願いいたします。第25条新型コロナウイルス感染症等にかかる寄付金税額控除の特例につきましては、規定の整備をするものです。それでは議案書の24ページに戻っていただきまして、附則についてです。第1条は施行期日ですこの条例は、原則令和5年4月1日からの施行となります。それ以外では第1号規定は令和5年の7月1日、第2号規定は令和6年1月1日、第3号規定は令和7年1月1日からそれぞれ施行となります。次の第2条から第4条までは、村民税、固定資産税、軽自動車税に関する経過措置の指定となります。大衡村税条例の一部を改正する条例の説明は以上となります。

続きまして、国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げますので、議案書は27ページからお願いいたします。報告第2号専決処分の報告について。次のページをお願いいたします、専決処分書、大衡村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について 地方税法施行令等の一部を開設する政令の施行に伴い 大衡村 国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙の通り地方自治法第180条第1項の規定により、専決処分をしたものです。専決処分日は令和5年3月31日です。今回の主な改正内容といたしましては、国民健康保険税における負担の公平性を図るため、国の基準に合わせまして後期高齢者支援金等課税額にかかる課税限度額の引き上げと低所得者に対す

る国民健康保険税の軽減の拡充を図るため5割と2割軽減世帯の判定所得基準の額を引き上げるものです。改正内容につきましては新旧対照表により、ご説明申し上げますので、31ページをお願いいたします。第2条課税額の第3項ただし書中、後期高齢者支援金等課税額の限度額を20万円から22万円に2万円引き上げるものです。また、第23条の国民健康保険税の減額。次のページの第1項も同額引き上げる改正となります。今回の引き上げによる課税限度額の合計額は、医療給付分の基礎課税額と介護納付金課税額と合わせ104万円となります。次に(2)の同項の第2号につきましては5割軽減世帯の軽減判定所得の算定におきまして、被保険者等の人数に乗ずる金額を28万5,000円から29万円に5000円の引き上げ、次の第3項は2割軽減世帯の金額を52万円から53万5,000円に1万5,000円引き上げるものです。次の33ページをお願いいたします。第23条の2、特例対象被保険者等にかかる国民健康保険税の課税の特例と第24条の2、特例対象被保険者等にかかる申告、次のページをお願いいたします。これらの内容につきましては、規定の適正化を図るため厚生労働省作成の国民健康保険条例、参考例の規定の書きぶりに合わせるものです。次に附則についてです。第3項から39ページの第14項までの改正部分につきましては、規定の適正化を図るもので、対応する法令規定の書きぶりに合わせる、改正となります。議案書29ページに戻っていただきまして、附則についてです。この条例は令和5年4月1日からの施行となります。また、経過措置といたしまして改正後の条例は令和5年度以後の年度分の国民健康保険税において適用し、令和4年度分までは、なお従前の例によるものです。大衡村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の説明は以上となります。よろしくお願いをいたします。

議長（高橋浩之君） 以上で報告第1号と報告第2号の報告を終わります。ここで休憩をいたします。再開を2時30分といたします。

午後 2時17分 休憩

午後 2時30分 再開

追加日程第17 報告第3号 専決処分の報告について

追加日程第18 報告第4号 専決処分の報告について

追加日程第19 報告第5号 専決処分の報告について

議長（高橋浩之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

追加日程第17報告第3号専決処分の報告についてから、追加日程第19報告第5号専決処分の報告についてを、一括議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

議長（高橋浩之君） 本案の説明を求めます。初めに、企画財政課長。

企画財政課長（残間文広君） それでは報告第3号別紙でご説明申し上げます。1ページをご覧いただきたいと思います。報告第3号別紙、令和4年度大衡村一般会計補正予算専決第2号は次に定めるところによる。第1条は歳入歳出予算の補正にかかる規定で歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,676万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ50億1,341万8,000円とするものです。第2条は繰越明許費にかかる規定で第2表でご説明申し上げます。専決処分日は令和5年3月30日でございます。5ページをお開きいただきたいと思います。第2表繰越明許費の補正で、追加でございます4点ほどあります。1点目は農業用施設維持管理費で、ため池安全施設ネット2か所分で510万7,000円でございます。2件目が振興総務費で法人1社にかかる乾燥調整施設整備にかかる補助金3,000万円と多面的機能支払い交付金にかかる返還金129万1,000円で合わせまして3,129万1,000円でございます。3件目が農林施設災害復旧総務費で個人にかかる災害復旧費1件分でございますして260万円。4件目が公共土木施設災害復旧総務費、5事業中3事業が年度内に完了したために792万円を減額するものでございます。内容につきまして事項別明細書でご説明申し上げますので8ページご覧いただきたいと思います。歳入です2款1項1目地方揮発油譲与税41万2,000円の減から次のページの9款1項1目環境性能割交付金14万7,000円の増額につきましては、全て額の確定による補正でございます。次に10ページご覧いただきたいと思います。12款1項1目地方交付税1億224万6,000円の増額です、こちらにつきましては3月27日に交付されました特別交付税1億3,018万8,000円によるものの増額補正でございます。13款1項1目交通安全対策特別交付金25万9,000円の減額。16款1項2目衛生費国庫負担金33万6,000円の減額につきましては、全て額の確定によるものでございます。次のページお願いいたします。2項1目総務費国庫補助金440万6,000円の増額でございます。こちらにつきましては説明記載の3交付金と補助金でございます。2目民生費国庫補助金111万4,000円の減額でございますして、こちらは事業完了見込みによる減額でございます。3目衛生費国庫補助金305万5,000円の減額でございます。こちらにつきましては、説明記載の感染症

予防事業費等補助金の完了によるものでございます。あとは出産・子育て応援交付金1万3,000円につきましてはこちらも補助率3分の2でございまして、完了によるものでございます。6目教育費国庫補助金9万5,000円の増額。こちらにつきましては、小中学校の電気料の助成金でございまして、交付決定によるものでございます。3項2目民生費国庫委託金37万4,000円でございます。こちらも額の確定によるものでございます。17款1項1目民生費負担金8万9,000円の減額。こちらも額の確定によるものでございます。3目農業費県負担金33万5,000円の減額。こちらも鉱害復旧事業費負担金の実績見込みによる減額でございます。次のページ12ページご覧いただきたいと思ます。17款2項2目民生費県補助金50万5,000円の増額。こちらも説明記載の社会福祉費補助金と児童福祉費補助金の額の確定によるものでございます。3目衛生費県補助金3,000円の増額こちらも額の確定によるものでございます。4目農林水産業費県補助金1,000円の減。説明記載の農業経営基盤強化資金の利子補給金でございます。5目教育費県補助金2万5,000円の減。説明記載のみやぎ子ども心のケアハウス運営支援事業にかかるものでございます。3項1目総務費県委託金88万6,000円こちらも説明記載の額の確定によるものでございます。4目民生費県委託金9,000の増。こちらも額の確定によるものでございます。次の13ページご覧いただきたいと思ます。18款1項2目利子及び配当金1000円の増。19款1項2目指定寄附金116万8,000円の増。補正後は607万8,000円となっておりますが、こちらの607万8,000円の内訳がふるさと寄附金が476万8,000円と指定寄附金が131万円で607万8,000円となっております。20款2項1目財政調整基金繰入金1億3,600万円の減。7目明神揚水機施設維持管理基金繰入金11万8,000円の減。8目赤水処理施設維持管理基金繰入金214万8,000円の減12目大衡村新型コロナウイルス感染症対策基金繰入金419万4,000円を減額し、補正後904万円としたもので、こちらの内訳が地域農業継続支援金に充当したものが589万6,000円。原油価格物価高等対策生活安定給付金に充当したものが314万4,000円で、合わせまして904万円でございます。次のページご覧いただきたいと思ます。22款4項1目受託金事業収入1,083万8,000円の減。こちらにつきましては説明記載の小田切A遺跡確認調査事業の事業完了によるものでございます。続きまして次のページ、歳出でございます。2款1項8目財政調整基金費476万8,000円の増。こちらにつきましては、ふるさと基金の積立金でございます。3項1目戸籍住民基本台帳費57万3,000円の減。こちらにつきましては引越しワンストップサービス導入支援業務が完了したことによるものです。4項5目

参議院議員通常選挙費、こちらにつきましては財源の入れ替えでございます。次のページお願いいたします。3款1項1目社会福祉総務173万6,000円の減。こちらにつきましては、説明記載の3事業にかかる事業完了によるものでございます。2目国民年金費につきましては、財源入れ替えです。3目老人福祉費316万8,000円の減につきましては、介護保険会計の繰出金の減額でございます。4目障害者福祉費につきましては、財源入れ替えでございます。次のページお願いいたします。2項1目児童福祉総務費159万2,000円の減につきましては、万葉すくすく子育てサポート事業完了によるものです。3目母子福祉費と次の4目児童館費につきましては財源入れ替えです。4款1項1目保健衛生総務費と2目母子保険費につきましては、同じく財源入れ替えとなっております。3目予防費443万円の減につきましては、新型コロナウイルス接種事業完了によるものでございます。次のページお願いいたします。5款1項3目農業振興費につきましては、財源入れ替えでございます。2項1目林業振興費68万円の増につきましては、森林環境譲与税を、森林環境整備基金へ積立するものでございます。9款1項2目事務局費につきましては財源の入れ替えでございます。次のページお願いいたします。2項小学校費1目学校管理費につきましては、財源入れ替えでございます。3項1目学校管理費54万5,000円の増額につきましては、中学校の電気料となっております。4項1目社会教育総務費1,083万8,000円の減につきましては、小田切A遺跡確認調査事業完了によるものでございます。次のページお願いいたします。10款1項1目農林施設災害復旧総務費33万5,000円の減につきましては駒場地区の浅所陥没普及工事2箇所分の完了によるものでございます。2目大衡村排水処理施設維持管理費214万7,000円の減につきましては、排水処理施設維持管理費の実績見込みによるものでございます。3目明神揚水機維持管理費11万8,000円の減につきましても、実績見込みによるものでございます。次のページの予備費につきましては、財源調整でございます。以上、ご報告とさせていただきます。

議長（高橋浩之君） 次に住民生活課長

住民生活課長（早坂紀美江君） 報告第4号別紙にてご説明申し上げますので1ページをお願いいたします。令和4年度大衡村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算専決第1号は次に定めるところによる。第1条は歳入歳出予算の補正についての規定でございます。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ819万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億6,090万4,000円とするものでございます。専決日は令和5年3

月30日でございます。内容につきましては事項別明細書でご説明申し上げますので、6ページをお願いいたします。歳入でございます。3款1項1目、保健給付費等交付金1,368万6,000円の増、1節普通交付金408万6,000円の減、2節特別交付金1,777万2,000円の増、実績によるものでございます。5款1項1目一般会計繰入金49万5,000円の減、事務事業の確定によるものでございます。2項1目財政調整基金繰入金500万円の減、基金取り崩し額の減額でございます。続きまして7ページ歳出でございます。1款1項1目の一般管理費から8ページの5款2項1目の特定健康診査等事業費までにつきましては、歳入でご説明申し上げました3款県支出金の保険給付費等交付金の実績に伴う財源入れ替えでございます。9ページをお願いいたします。8款1項8目保険給付費等交付金償還金3,000円の増につきましては、令和3年度の国民健康保険保険給付費等交付金、特別交付金分の確定に伴う返還分でございます。9款の予備費818万8,000円の増につきましては、財源調整でございます。以上、ご報告申し上げます。よろしくお願いたします。

議長（高橋浩之君） 次に健康福祉課長。

健康福祉課長（金刺隆司君） それでは報告第5号別紙によりご説明申し上げます。報告第5号別紙1ページを開き願います。令和4年度大衡村介護保険事業勘定特別会計補正予算専決第1号は次に定めるところによる。第1条は歳入歳出予算の補正についての規定でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,336万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億9,272万1,000円とするものでございます。先決では令和5年3月30日でございます。内容につきましては、事項別明細書でご説明申し上げますので、6ページを開き願います。歳入でございます。3款1項1目介護給付費負担金2,475万3,000円の増。交付決定による増額でございます。2項2目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）95万7,000円の増。変更交付決定による増額でございます。5款3項1目から次のページを開き願います。3目までの合計87万1,000円の増、いずれも変更交付決定による増額でございます。7款1項1目介護給付費繰入金59万8,000円の減。2目その他一般会計繰入金260万1,000円の減。5目低所得者保険料軽減繰入金2万7,000円の増。いずれも見込みによる増減でございます。10款3項2目2節後期高齢者医療制度特別対策事業費補助金4万1,000円の減、確定による減額でございます。8ページをお開き願います。歳出でございます。2款1項1目居宅介護サービス給付費から次のページ3款4項1目審査支払手数料まででございますが歳

入でご説明しました国庫支出金、県支出金、繰入金等の増減に伴う財源の入れ替えでございます。7款1項1目予備費2,336万8,000円の増額については、財源調整でございます。専決処分第1号の報告については、以上でございます。

議長（高橋浩之君） 以上で報告第3号から報告第5号までの報告を終わります

追加日程第20 報告第6号 令和4年度大衡村一般会計繰越明許費繰越計算書について

議長（高橋浩之君） 追加日程第20報告第6号令和4年度大衡村一般会計繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

議長（高橋浩之君） 本案の報告を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（残間文広君） それでは議案書36ページをご覧くださいと思います。報告第6号令和4年度一般会計繰越明許費費の繰越計算書についてです。内容につきましては、次のページ別紙でご説明申し上げます。8件ほどあります、1件目が農業水利防災事業で亀岡、大原水路の改修事業でございます、亀岡につきましては5月末、大原につきましては6月末の完了見込みでございます、繰越額が1,473万円でございます。財源につきましては、地方債で900万円緊急自然災害防止対策事業債でございます。2件目が農業用施設維持管理費で、溜池安全施設のネットの整備にかかるもので、ため池2箇所分でございます完了見込みは12月末の予定でございます、繰越額が510万7,000円でございます、特定財源は農村地域防災減災事業費補助金で355万円でございます、国50%県21%でございます。3件目振興総務費でございます。法人1法人分に対する乾燥調整施設整備費補助金が3,000万円、多面的機能支払交付金の返還金が129万1,000円で合わせまして、繰越額が3,129万1,000円でございます。特定財源は3,000万円でございますが、先ほどの乾燥調整施設に係る補助金で担い手確保、経営強化支援事業補助金でございます。補助率が2分の1となっております。4件目です。榎田戸口線舗装補修事業で5月末の完了見込みでございます、繰越額が1,140万円でございます。特定財源は国県支出金、社会資本整備総合交付金が545万円補助率2分の1、残りが地方債で公共事業等債で540万円となっております。5件目です平林線改良事業、9月末を完了見込みで2,720万円の繰越額で特定財源は国県支出金1,213万4,000円は道路施設安全施設等整備事業費補助金で55%の補助率となっております。地方債は公共事業等

債でございます。6件目、公園維持管理費、7月末を完了見込でクリエートパーク内の園路更新事業で3,300万円、国県支出金は社会資本整備総合交付金で1,500万円の補助率2分の1でございます。7件目、農林施設災害復旧総務費こちらにつきましては、個人の災害復旧費1件分でございます、260万円の繰越額でございます。8件目、公共土木施設災害復旧総務費こちらにつきましては、4月17日に完了しております、繰越額が2,317万円でございます。国県支出金は公共土木施設災害復旧事業補助金で補助率66.7%と地方債につきましては災害復旧事業債でございます。以上、8件の繰越計算書のご報告とさせていただきます。

議長（高橋浩之君） 以上で報告第6号の報告を終わります。

日程第21 委員会の閉会中の継続調査

議長（高橋浩之君） 追加日程第21、委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。

広報広聴常任委員長並びに議会運営委員長から会議規則第75条の規定により、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りをいたします。申し出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

[異議なし多数]

議長（高橋浩之君） 異議なしと認めます。よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。

日程第22 議員派遣の件

議長（高橋浩之君） 追加日程第22議員派遣の件を議題といたします。

会議規則第129条第1項の規定により、配布の通り議員を派遣することにご異議ありませんか。

[異議なし多数]

議長（高橋浩之君） 異議なしと認めます。よって議員派遣の件については、配付のとおり派遣することに決定いたしました。

以上で本日の臨時会の議事日程は全て終了をいたしました。

これをもちまして、令和5年第3回大衡村議会臨時会を閉会といたします。

大変お疲れさまでございました。

午後 2時55分 閉会
